

## 静岡県社会福祉協議会ふれあい基金

### 近隣市町連携による広域的な防災活動推進助成事業実施要領

(「静岡県社会福祉協議会ふれあい基金助成金交付要綱」

別表「3 ボランティア育成・活動推進助成事業」に該当)

#### 1 趣 旨

市町社会福祉協議会が行う、近隣の市町と連携して災害時に備えた訓練や研修、講座等の取組に対し助成を行うものとし、その助成に関しては、「静岡県社会福祉協議会ふれあい基金助成金交付要綱」に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

#### 2 対象事業

近隣の市町と連携して災害時に備えた訓練や研修、講座等の取組を対象とし、次の要件を満たすものとする。

- (1) 近隣の2以上の市町が連携、協働して行う訓練や研修、講座であること  
(近隣する市町であれば県外の市町と連携した取組も助成できるものとする)
- (2) 訓練や研修、講座の要項等で、複数の市町と連携、協働する旨がわかる取組であること
- (3) 行政等の委託を受けて実施する事業ではないこと

#### 3 助成先及び助成額、対象経費

##### (1) 助成先

市町社会福祉協議会

##### (2) 助成額

1事業、20万円以内とする。(1社協あたり1事業まで)

##### (3) 対象経費

謝金(講師謝金等)、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、会議費及び備品費

##### (4) 対象外経費

- ① 経常的な運営経費(人件費・報酬、家賃、光熱水費)
- ② パソコンやコピー機等、日常業務で使用する備品や物品購入費
- ③ 助成が適切でない判断する経費(視察・研修旅行費、飲食費等)

#### 4 助成対象期間

当該年度の4月1日～3月31日までに実施する事業とする。

## 5 助成事業の採択

静岡県社会福祉協議会会長はふれあい基金運営委員会の意見を聞き、助成事業の採択を行い、別に定める日までに市町社会福祉協議会に通知する。

## 6 申請方法

以下の書類を作成し、別に定める日までに、静岡県社会福祉協議会へ提出する。

- ① ふれあい基金助成金交付要綱 助成申請書（様式第1号）
- ② ふれあい基金助成金交付要綱 収支予定額内訳書（様式第2号）
- ③ ふれあい基金助成金交付要綱 事業計画書（様式第3号）

### 附 則

この要領は、平成28年度分の助成金から適用する。

### 附 則

この要領は、令和2年度分の助成金から適用する。

### 附 則

この要領は、令和3年度分の助成金から適用する。

### 附 則

この要領は、令和8年度分の助成金から適用する。